

平成 20 年度実施 法科大学院認証評価 評価報告書

**広島大学大学院法務研究科
法務専攻**

平成 21 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	8
第 1 章 教育目的	8
第 2 章 教育内容	10
第 3 章 教育方法	13
第 4 章 成績評価及び修了認定	15
第 5 章 教育内容等の改善措置	18
第 6 章 入学者選抜等	19
第 7 章 学生の支援体制	21
第 8 章 教員組織	24
第 9 章 管理運営等	27
第 10 章 施設、設備及び図書館等	29
III 意見の申立て及びその対応	31
<参考>	33
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	35
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	36

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。

- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成21年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

青山 善充	明治大学法科大学院長
磯部 力	立教大学教授
磯村 保	神戸大学教授
井上 正仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長

岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員
加藤 哲夫	早稲田大学教授
金井 康雄	司法研修所教官
久保井 一匡	久保井総合法律事務所弁護士
◎佐々木 豪	前東京大学総長
滝澤 正	上智大学教授
館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
龍岡 資晃	学習院大学教授
○田中 成明	関西学院大学教授
ダニエル・フット	東京大学教授
塚原 英治	東京南部法律事務所弁護士
永井 和之	中央大学総長・学長
中森 喜彦	近畿大学教授
南雲 光男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
長谷部 恭男	東京大学教授
濱田 道代	名古屋大学法科大学院長
松尾 龍彦	司法評論家
三井 誠	同志社大学教授
村中 孝史	京都大学教授
諸石 光熙	大江橋法律事務所弁護士
安永 正昭	神戸大学教授
山口 幹生	法務省法務総合研究所総務企画部付
吉本 高志	大学入試センター理事長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯 部 力	立教大学教授
磯 村 保	神戸大学教授
○井 上 正 仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
加 薮 折 千	明治大学教授

滝 澤 正	上智大学教授
館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
◎田 中 成 明	関西学院大学教授
棚 村 政 行	早稲田大学教授
土 井 真 一	京都大学教授
中 川 丈 久	神戸大学教授
中 森 喜 彦	近畿大学教授
長谷部 恭 男	東京大学教授
深 田 三 徳	同志社大学教授
三 井 誠	同志社大学教授
村 中 孝 史	京都大学教授
安 永 正 昭	神戸大学教授
山 本 和 彦	一橋大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第2部会)

○磯 村 保	神戸大学教授
官 澤 里 美	官澤法律事務所弁護士
木 村 光 江	首都大学東京教授
小 林 量	名古屋大学教授
島 野 康	国民生活センター理事
泉 水 文 雄	神戸大学教授
高 木 光	京都大学教授

松 本 恒 雄	一橋大学教授
◎三 井 誠	同志社大学教授
山 田 明	司法研修所教官

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

磯 部 力	立教大学教授
○磯 村 保	神戸大学教授
上 野 泰 男	早稲田大学教授
笠 井 治	東京リベルテ法律事務所弁護士
河 上 正 二	東京大学教授
小 林 哲 也	小林総合法律事務所弁護士
杉 原 高 嶺	近畿大学教授
平 覚	大阪市立大学教授
滝 澤 正	上智大学教授
田 中 成 明	関西学院大学教授
田 村 幸 一	司法研修所教官
中 森 喜 彦	近畿大学教授
野 坂 泰 司	学習院大学大学院法務研究科長
長谷部 恭 男	東京大学教授
濱 田 道 代	名古屋大学法科大学院長
丸 山 雅 夫	南山大学大学院法務研究科長
◎三 井 誠	同志社大学教授
山 川 隆 一	慶應義塾大学教授
山 口 幹 生	法務省法務総合研究所総務企画部付
山 本 和 彦	一橋大学教授
吉 原 和 志	東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「I 認証評価結果」

「I 認証評価結果」では、「II 章ごとの評価」において第1章から第10章のすべての基準を満たしている場合、当該法科大学院は機構の定める法科大学院評価基準に適合していることを、また、1つでも満たしていない基準があれば、法科大学院評価基準に適合していないこと及びその理由を記述しています。

さらに、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、主な優れた点を抽出し、上記結果と併せて掲げています。

(2) 「II 章ごとの評価」

「II 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 優れた点及び改善を要する点等」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れた点、特色ある取組、改善を要する点等を記述しています。

さらに、「3 章全体の状況」には、章全体の状況について、次の4段階の判断記述に当てはめて、最も適切と判断したものを記述しています。

照らし、総合的に判断して、優れた状況である。

- 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に

I 認証評価結果

広島大学大学院法務研究科法務専攻における認証評価・学術基盤・学術研究・施設設備が定められたと認定された。

基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 設置基準上必要な専任教員数 12 人に対して、法科大学院の目的を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置され、関係する科目に専任教員が配置されている。
- すべての専任教員の授業負担が年間 20 単位以下にとどめられている。
- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 学生の自習机からパソコンを使用して図書及び資料の検索、学内限定データベースの利用が可能であるほか、自習室と東千田図書館が同じ又は近接する建物にあるなど、自習室と東千田図書館の有機的連携が確保されている。

II 章ごとの評価

第1章 教育目的

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野のものとして基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、進級制の採用などの設計のもと厳格に行われ、修了認定も、厳格な成績評価の蓄積及び口頭試問による最終試験などを通して行われている。

1-1-2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育上の理念・目的を効果的に実現するために、1年次で理論的基礎を固め、2年次でそれを問題解決型思考に発展させ、3年次を中心を開講される演習科目によって専門的な法知識と思考力、分析力、表現力等を修得させることにより、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目の教育内容に係る授業科目がそれぞれ開設されている。

(1) 法律基本科目としては、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に

人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることに寄与する専門的な教育内容となっている。

(1) 屏間 生活法 日常法 [全高専修法] 貿易法 実務の傾向、知識を有する専門家としての立場、法律

「律専門家」の養成のため、民商事系科目の授業科目「不動産登記法」、「債権回収法」、「民事執行保全法」等のほか、金融関連科目の授業科目「金融システム法」、「金融取引法」、「先端金融法」等が開設されており、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるため

に、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容となっている。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

本法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏るところがないよう、必修科目・選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生

る。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 本法科大学院における導入科目と位置づけられる授業科目「法システム概論」については、その授業内容についてかんがみて、法学専修者を対象とする授業科目として開講すれば適切でないため、その在り

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

ア研修学生を指導教員へ向けて成績評価を書いたり、生徒が受け取る

ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が年度当初のガイダンス及び前学期末の説明会で告知されるとともにシラバス等に記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置としては、各授業における判例情報等オンライン検索システムを通じたレジュメ・予習課題・復習課題などの事前配付、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく利用できる自習室の整備などが講じられている。

集中講義については、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、一部の授業科目について法学既修者に対し再履修科目とみなしていることが適切ではないものの、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては32単位、2年次においては36単位（法学既修者については授業科目「法システム概論」（2単位）を除く。）が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 法律基本科目における授業科目の受講生数について、専門職大学院設置基準において50人が標準とされていることにかんがみ、適切な規模に維持する必要がある。
- 授業科目「法システム概論」について、法学既修者に対し再履修科目とする扱いが適切ではないため、その扱いを見直す必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮などがなされ、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、各教員の判断を尊重することとした4段階評価とされ、成績のランク分け及び絶対評価における各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは学生便覧に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、中間試験、期末試験、小テスト、

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、これらは学生便覧及び各学期末に実施するチューターによる個人面談等において学生に周知されている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目的単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。（基準2-1-3参照。）

本法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、99単位以上を修得することに加えて、公法系、民事系、

刑事系の3科目について口頭試問による最終試験に合格することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、合計30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院において修得した単位と合わせて30単位を超えない範囲で本法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目12単位以上、民事系科目34単位以上、刑事系科目14単位、法律実務基礎科目9単位以上、基礎法学・隣接科目6単位、展開・先端科目12単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、採点の際の匿名性が確保されるなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保っている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法について論述式で実施されている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、30単位を修得したものとみなしている。この30単位については、1年次の必修科目32単位から授業科目「法システム概論」（2単位）を除いた合計30単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 一の授業科目における追試験において、期末試験と類似性の強い設問が出題されているため、追試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。

3 第4章全体の状況

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、教務委員を中心とした「ファカル

れている。

具体的には、授業編成、試験実施方法及びシラバスの記載内容等の検討、教員相互の授業参観や学生に

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、教員3名を入試委員に任命し、決定を要する事項については、教授会の審議を経ることとされている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる教育上の理念・目的に照らして、「実践的理論と判断力を備えたプロフェッショナルとしての法律専門家を育てるため、柔軟な思考力を持ち、人間と社会への深い関心と理解力を備えた学生を多方面から求める」として設定し、入試説明会、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の教育上の理念・目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、入試説明会、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、すべての出願者を対象とする「一般選抜」と、国家資格に基づく顕著な活動実績を有する出願者を対象とする「AO入試」において、それぞれ第1次選考、第2次選考が実施され、さらに、2年コースを希望する者に対し法律科目試験を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点比率、学業以外

小論文形式の筆記試験と面接試験を課した上、学業以外の活動実績、社会人としての活動実績、外国語能力等について内容に応じて加算することとし、また、「AO入試」においては、第1次選考で適性試験の成績及び出願書類の審査、第2次選考で面接試験を課し、さらに、2年コース志願者に対しては、「一般選抜」と「AO入試」のいずれにおいてもこれらに加えて法律科目試験を課すことにより、本法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

ナントドリーバンカラーリー、アント フルタガラリーナリ。 ケトガムヘニカマツユウマスナーネフセニ フルシルアヌヒ。

国家資格に基づく顕著な活動実績を有する出願者を対象とする「AO入試」を実施し、活動実績説明書等を提出させて面接試験を行っているほか、非法学部出身者・社会人（3年以上の社会的経験を有する者）について、合否判定の際に、合計点の上位120人（募集人員の2倍）の範囲で、募集人員の約2割（12人程度）までを優先的に合格者とすることとし、また、「一般選抜」においては、外国語能力、各種資格、博士号、学業以外の活動実績や社会人としての顕著な活動実績等を記載した加算点申請書等の書類を提出さ

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果

を上げるために、教育上の理念・目的に照らして、入学から修了までの間、全学生に対する実務家教員と

体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学時には

備されている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構及び民間奨学団休から、将学生並びに地元金融機関にてスケジュール調整の相談がなされ、情報の提供がなされ、サポートも行

入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度、「広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ」による授業料免除制度が整備されている。

修学や学生生活について、「東千田保健管理室」において医師等にて健康診断・メンタルヘルス相

談・診察及びカウンセリング・学生相談が行われているほか、学生・教職員が合同参加して実施する精神科医による講習会が毎年開催されている。また、セクシュアル・ハラスメントとアカデミック・ハラスマントに関するセミナーが毎年1人が任命され、性暴力の今後の「ハラスマント相談室」レ

3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第8章 教員組織

1 評価

【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、刊行物の「広島法科大学院論集」、ウェブサイトの「教員紹介」及び大学ウェブサイトの「広島大学研究者総覧」を通じて学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、刊行物の「広島法科大学院論集」及び大学ウェブサイトの「広島大学研究者総覧」を通じて学内外に開示されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院にて、車江新昌の畠田アリス江口一士「競争答申会」にて「六自十二

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育上の理念・目的を実現するため、其標準によりて専任教員が配置されている。注目すべきは、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から50歳代までバランスがとれている。

（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から50歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、サバティカル・イヤーを導入・実施することについて検討の結果、導入はされていないものの、それに準ずるような研究専念期間の捻出・付与についてさらに検討しており、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられるよう努めている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、研究科附属のリーガル・サービス・センター（LSC）の専任スタッフとして、法律相談の受付事務、担当弁護士へ事前に配布する相談者からの相談内容資料の作成、相談事例の整理・データ蓄積の作業及びそれらに基づき教材作成の準備等を行う法学修士号を有する非常勤職員（事務補佐員）1人が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動が、刊行物の「広島大学大学院法務研究科研究会」等で紹介されている。

- 設置基準上必要な専任教員数12人に対して、法科大学院の目的を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置され、関係する科目に専任教員が配置されている。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法務研究科長が置かれている。

書館等」が設定されている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、教授会に報告された自己点検及び評価の結果について各関係委員会で改善案を検討の上、「FD会合」及び教授会で全教員参加の下に改善案を提示し、実施する体制が整備されている。

いること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による検証が行われている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院における教育活動等の状況については、ウェブサイトへの掲載、学生募集要項、パンフレット等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されて

第10章 施設、設備及び図書館等

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室等の施設が整備されてい

要な規模及び内容の図書館として、東千田図書館が整備されている。

東千田図書館は本法科大学院が専用とする施設ではないが、本法科大学院が全学図書館の管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。

東千田図書館には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

東千田図書館には、さらに充実を図る必要があるものの、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書及び資料がおおむね備えられている。

東千田図書館の所蔵する図書及び資料については、無断持ち出しを防止する機器により管理され、購入希望図書制度を実施して学生の希望する図書の購入に努めるほか、利用頻度の高い法学基本書等について可能な限り禁帶出の指定をしているなど、管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、図書及び資料検索用パソコン、DVDプレイヤー、視聴覚障害者に対応した拡大読書器及び複写機等が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 学生の自習机からパソコンを使用して図書及び資料の検索、学内限定データベースの利用が可能であるほか、自習室と東千田図書館が同じ又は近接する建物にあるなど、自習室と東千田図書館の有機的連携が確保されている。
- 東千田図書館に司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている職員が配置されている。

【改善を要する点】

- 東千田図書館については、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書及び資料について、さらに充実を図る必要がある。

3 第10章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

III 意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ対象法科大学院に対して評価結果（案）を示し、これに対する意見（その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査で聴取した事項の範囲内であるものに限る。）がある場合には、申立てを受けました。

意見の申立てのあった事項については、法科大学院認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定しました。

ここでは、当該法科大学院から提出された意見の申立ての内容を原文のまま掲載するとともに、当該申立てへの対応を示しています。

申立件数：1

(申立 1)

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【対象となる章及び基準】 第3章 教育方法 基準3－1－2</p> <p>【対象となる項目】 【改善を要する点】 法律基本科目における授業科目の受講生数について、専門職大学院設置基準において50人が標準とされていることにかんがみ、適切な規模に維持する必要がある。</p> <p>【意見】 当該箇所の再考あるいは削除を求める。</p> <p>【理由】 1. 貴機構の法科大学院認証評価基準は、3－1－2において、「法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。」としつつ、その解釈指針3－1－2－1において「法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、原則として、80人を超えていないこと。80人を超える場合は、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双向的的又は多方向的な密度の高い教育を行う</p>	<p>【対応】 原案どおりとする。</p> <p>【理由】 基準3－1－2では、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすることを定めているものであり、60人をもって同時に授業を行う学生数とすることは、特段の事情がない限り適切であるとはいえないため。 なお、解釈指針3－1－2－1において、同時に授業を行う学生数が、原則として、80人を超えないこととしているのは、「法科大学院認証評価に関するQ&A」（平成20年6月）Q15に示しているとおり、(1)入学実員が入学定員を上回ることがあり得ること、(2)2年目以降は原級留置や科目再履修などの可能性があることを考慮したものであり、50人を超える人数を1クラスの標準とすることを積極的に認めているものではない。)</p>

ことが妨げられないための具体的な措置がとられていること。」とされ、さらに、法科大学院認証評価に関するQ&AのQ15に対する回答においては、「80人を超えないことを原則としているのは、入学実員が入学定員を上回ることがあり得ること、2年目以降は原級留置や科目再履修などの可能性があり、ある程度弾力性を持たせる必要があることを考慮したものです。」とされている。

以上を整理すれば、次の2点にまとめられる。

- ①法律基本科目的授業の受講者は、50人を標準とすること。

<参考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

広島大学大学院法務研究科法務専攻

(2) 所在地

広島県広島市

(3) 学生数及び教員数(平成 20 年 5 月 1 日現在)

学生数： 192 人

教員数： 19 人(うち実務家教員 7 人)

2 特徴

広島大学大学院法務研究科（法科大学院）は、知的・精神的に強靭な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに高い倫理観をもち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献することを教育上の理念とし、既存の社会科学研究科法律学専攻から新たに所要教員の定員措置を行い、独立研究科として平成 16 年 4 月に設置された。

本研究科の教育は、法曹関係者や公務員、民間企業の法務担当者などと継続的に連携協力して実施する必要があるため、その設置場所を、裁判所、検察庁、弁護士会等司法関係機関のみならず、国のブロック機関や県市の行政機関等官公庁が集中している広島市に設置している。

本研究科は、19人の専任教員のうち7人を検察官、弁護士、銀行出身など多様な実務経験を持つ人材が占めており、これらの教員が常勤教員として学生の指導に当たっている。これにより、生き生きとした実務感覚を有する法律専門家を育てる体制、特に、ビジネス法や金融法などの先端分野のレベルの高い科目を充実させることにより、司法制度改革の一つの眼目であった産業界からの法曹増員の要請に対応できるように、企業法務・ビジネス法務に強い法律専門家を育成する体制をとることが可能となった。

具体的には、広島弁護士会との間で「広島大学大学院法務研究科における広島弁護士会との連携・協力に関する協定書」を締結し、民事、刑事、法曹倫理等の分野において、継続的な教育支援関係を樹立しており、リーガ

ル・クリニックや法律事務所でのエクスター・シップの実施に大きな役割を果たしている。

また、裁判所との合同研究会を定期的に開催するなど連携を深めている。

このような実務と理論の架橋を実現する努力は、本研究科に設置しているリーガル・サービス・センターの活動にも表れている。同センターでは、相談事例に基づく法的問題の現状把握と分析によって、法曹養成に関する研究の成果を教育に活かす実践的な取組を推進しつつ、地域社会に対する貢献を通じて本研究科の地域への定着を図るなど、多面的な役割を担っている。

本研究科では、多様な人材を法曹として供給する観点から A0 入試を実施しており、国家資格を取得し、かつ、社会的に優れた実績を有する社会人を確保し、その養成に努めている。

学生に対しては、本研究科の教員配置の特徴を活かし、研究者と実務家がペアとなり学生の日常的な学習指導に当たるチューター制度を設け、きめ細かい指導が行える体制を整えている。

本研究科において養成しようとしている法曹像は、ひとことで表すと「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき存在となることである。そのため、成績評価や修了認定を、厳格、公正に実施することはもとより、授業期間全体を通じて学生の学習努力とその向上を促す観点から、中間試験の実施、再試験の原則廃止等、授業への集中と学習効果の効率化を目指した取組を行っている。

1. 教育上の理念・目的

広島大学大学院法務研究科（法科大学院）は、知的・精神的に強靭な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに高い倫理観をもち、社会の法的ニーズに応じた適切なサービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって汎の支配の基盤をハセカ日本社会の建設に貢献オストレム。この教育上の理念にて、

下のような法律専門家を養成することを目的とする。

2. 養成する法曹像

- ① 法律についての高度な専門的知識、状況に即応できる柔軟な思考力、的確な実践的運用能力を有する実力ある法律専門家。
- ② 裁判実務だけでなく、充実した法的サービスと高度の法的支援を必要とする社会各層の要請に対応できる、いわゆる「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき存在としての人間性及び人間と社会への深い関心・理解力・洞察力を有する「良き隣人たる」法律専門家。
- ③ 今後の法化社会の進展に伴い、民間、特にビジネス分野での法的問題の処理の需要に応えうるビジネス法務、とりわけ金融分野に関する高度の幅広い知識を有する法律専門家。
- ④ あらが行っている法的問題処理の過程を、より高い次元にて駆使できる観点を明確にさへ、幅広い教